

1. 商品名 (愛称)	<ul style="list-style-type: none"> 定期積金 (愛称: スーパー積金)
2. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> 法人および個人
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> 12ヶ月、24ヶ月、36ヶ月、48ヶ月、60ヶ月
4. 受入方法 (1) 受入方法 (2) 受入金額 (3) 受入単位	<ul style="list-style-type: none"> 契約期間内で掛金を分割受入 1回当たり 1,000 円以上 1,000 円単位
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後一括して支払います。
6. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 課税方法	<ul style="list-style-type: none"> 当初契約時の店頭表示の利回りを満期日まで適用します。 満期日以後に一括して支払います。 計算単位を 100 円として契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算 法人のお客さま・・・総合課税 個人のお客さま・・・20.315%の源泉分離課税(国税 15.315%、住民税 5%)(注) (注) 平成 25 年 1 月 1 日から受け取る利息には、復興特別所得税が追加的に課税されることになりました。
7. 手数料	
8. 付加できる 特約条項	<ul style="list-style-type: none"> 普通預金等からの自動振替による受入ができます。
9. 中途解約時 の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第 4 位以下切り捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 <p>初回払込日から満期日(掛金総額に満たない場合)または解約日までの期間が 1 年未満の場合解約日における普通預金利率</p> <p>初回払込日から満期日(掛金総額に満たない場合)または解約日までの期間が 1 年以上の場合約定年利回り×60%(ただし、解約日における普通預金利率を下限とします)</p>
10. その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べます。または当初契約時の店頭表示利回り(年 365 日の日割計算)の割合による遅延損害金を控除させていただきます。 満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。
11. 預金保険法に よる保証	<ul style="list-style-type: none"> 本商品は預金保険の対象ですが、全額保護の対象ではありません。 (預金保険制度により保護される他の預金と合計して、預金者一人あたり一金融機関毎に元本 1,000 万円迄とその利息が保護されます。)
12. 当行が契約して いる指定紛争解 決機関	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 0570-017109または03-5252-3772 受付日 月～金曜(銀行の休業日を除きます。) 受付時間 午前 9 時～午後 5 時